

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第61期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	五洋建設株式会社
【英訳名】	PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村 重 芳 雄
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽二丁目2番8号
【電話番号】	東京(3816)7111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 北 橋 俊 次
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目2番8号
【電話番号】	東京(3816)7111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 北 橋 俊 次
【縦覧に供する場所】	五洋建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦三丁目2番1号) 五洋建設株式会社 大阪支店 (大阪市北区芝田二丁目7番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第60期 前第2四半期 連結累計期間	第61期 当第2四半期 連結累計期間	第60期 前第2四半期 連結会計期間	第61期 当第2四半期 連結会計期間	第60期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	157,015	143,033	84,668	77,010	324,781
経常利益(△損失) (百万円)	△31	1,577	1,383	1,293	7,733
四半期(当期)純利益 (△損失) (百万円)	△153	627	1,691	550	1,746
純資産額 (百万円)	—	—	53,780	54,102	54,465
総資産額 (百万円)	—	—	315,028	287,867	294,245
1株当たり純資産額 (円)	—	—	218.12	220.23	221.59
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (△損失) (円)	△0.63	2.55	6.88	2.24	7.11
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	17.0	18.8	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,404	6,229	—	—	31,339
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,764	△3,823	—	—	5,506
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,885	3,924	—	—	△19,507
現金及び現金同等物 の四半期末(期末) 残高 (百万円)	—	—	42,072	62,427	55,931
従業員数 (名)	—	—	3,395	3,062	3,280

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」は、第60期第2四半期連結累計期間については潜在株式がなく、また、四半期純損失のため、第60期、第60期第2四半期連結会計期間、第61期第2四半期連結累計期間及び第61期第2四半期連結会計期間については、潜在株式がないため記載していない。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社27社及び関連会社4社で構成されている。また当社は、当社の主たる事業である建設事業について市場を基礎として「国内土木事業」「国内建築事業」「海外建設事業」に区分し、これらに「国内開発事業」を加えた4事業セグメントにより構成されている。また、子会社及び関連会社は、それぞれ1事業セグメントを構成しており、主として当社の各事業セグメントに関連して、建設事業、開発事業及びこれらに伴う建設資材の販売や機器リース、並びに造船事業等の事業活動を展開している。

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

なお、セグメント情報において、「その他」に含めていた造船事業は、当第2四半期連結会計期間より「造船事業」として区分することとした。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「3 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載している。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	3,062
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数である。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	2,466 [257]
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員数である。

2 臨時雇用者数が従業員数の100分の10を超えたため、当第2四半期会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載している。

第2 【事業の状況】

「第2 事業の状況」に記載している金額には、消費税等は含まれていない。

1 【生産、受注及び販売の状況】

国内開発事業、造船事業及びその他の事業の受注実績については、当社グループ各社における受注の定義が異なり、また、金額も僅少であるため、建設事業のみ記載している。

また、当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。なお、受注実績、売上実績については、セグメント間の取引を相殺消去して記載している。

(1) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) (百万円)	前年同四半期比(%)
国内土木事業	23,766	—
国内建築事業	21,009	—
海外建設事業	5,103	—
合計	49,879	—

(2) 売上実績

当第2四半期連結会計期間における売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) (百万円)	前年同四半期比(%)
国内土木事業	28,712	—
国内建築事業	20,267	—
海外建設事業	25,218	—
国内開発事業	40	—
造船事業	2,441	—
その他の事業	330	—
合計	77,010	—

(注) 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合は、次のとおりである。

前第2四半期連結会計期間	国土交通省	12,631百万円	14.9%
当第2四半期連結会計期間	国土交通省	10,197百万円	13.2%

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

提出会社における受注高及び売上高の状況

①受注高、売上高及び繰越高

期別	種別	期首繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高 (百万円)
前第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	国内土木事業	130,877	52,843	183,720	66,409	117,311
	国内建築事業	113,962	46,880	160,843	40,126	120,717
	海外建設事業	(160,618) 161,938	30,057	191,995	37,124	154,870
	建設事業計	(405,458) 406,778	129,780	536,559	143,660	392,898
	国内開発事業	582	346	929	770	158
	合計	(406,041) 407,361	130,127	537,488	144,431	393,057
当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	国内土木事業	99,581	47,516	147,097	45,993	101,104
	国内建築事業	107,308	36,030	143,339	37,704	105,634
	海外建設事業	(158,910) 155,886	51,496	207,382	48,255	159,127
	建設事業計	(365,799) 362,776	135,043	497,819	131,953	365,866
	国内開発事業	294	794	1,088	288	800
	合計	(366,093) 363,070	135,838	498,908	132,242	366,666
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	国内土木事業	130,877	103,065	233,942	134,361	99,581
	国内建築事業	113,962	77,055	191,018	83,710	107,308
	海外建設事業	(160,618) 160,158	76,934	237,092	78,182	158,910
	建設事業計	(405,458) 404,998	257,055	662,054	296,254	365,799
	国内開発事業	582	894	1,477	1,183	294
	合計	(406,041) 405,581	257,950	663,531	297,437	366,093

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。

したがって期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期首繰越高の上段()内表示額は前事業年度における期末繰越高を表わし、下段表示額は、当該第2四半期累計期間(事業年度)の外国為替相場が変動したため海外繰越高を修正したものである。

3 期中受注高のうち海外工事の主なものは次のとおりである。

前第2四半期 累計期間	JURONG TOWN CORPORATION	インターナショナルクルーズターミナル建設工事	(シンガポール)
	ベトナム政府	カイメップ・チーバイ国際港湾計画 パッケージ 3: 航路浚渫工事	(ベトナム)
当第2四半期 累計期間	Parkway Novena Pte Ltd. and Parkway Irrawaddy Pte Ltd.	ノベナ病院新築工事	(シンガポール)
	シンガポール政府	マリーナベイ地区共同溝3B工区(MC 01)工事	(シンガポール)

②受注工事高

期別	区分	国内		海外		計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A)/(B) (%)	
前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	土木工事	20,011	6,291	19,424	42.5	45,727
	建築工事	3,426	19,492	3,246	12.4	26,164
	計	23,437	25,783	22,671	31.5	71,892
当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	土木工事	16,518	5,397	2,091	8.7	24,007
	建築工事	4,540	16,431	2,829	11.9	23,801
	計	21,058	21,829	4,920	10.3	47,808

③完成工事高

期別	区分	国内		海外		計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A)/(B) (%)	
前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	土木工事	23,706	11,114	12,545	26.5	47,366
	建築工事	4,593	18,419	7,030	23.4	30,043
	計	28,299	29,534	19,576	25.3	77,409
当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	土木工事	18,658	7,100	17,082	39.9	42,840
	建築工事	4,104	15,734	7,953	28.6	27,793
	計	22,762	22,834	25,035	35.4	70,633

(注) 1 海外完成工事高の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前第2四半期会計期間(%)	当第2四半期会計期間(%)
東南アジア	95.2	96.5
その他	4.8	3.5
計	100	100

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前第2四半期会計期間完成工事のうち主なもの

東日本高速道路(株)	日本海東北自動車道 小波渡トンネル工事
(株)上組	(仮称)株式会社上組仙台港物流センター新築工事
SP-PSA International Port Co.,Ltd.	S P - P S Aチーパイ国際多目的バース建設工事

当第2四半期会計期間完成工事のうち主なもの

関東地方整備局	東京国際空港D滑走路建設外工事
万葉倶楽部(株)	(仮称)万葉の湯 プロメナ神戸改修計画の建築設計・監理業務
香港特別行政区政府	沙田ニュータウン道路工事

3 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりである。

前第2四半期会計期間	国土交通省	12,441百万円	16.1%
当第2四半期会計期間	国土交通省	10,112百万円	14.3%

④繰越工事高(平成22年9月30日現在)

区分	国内		海外 (百万円)	計 (百万円)
	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)		
土木工事	70,961	30,143	124,003	225,108
建築工事	32,773	72,861	35,123	140,758
計	103,735	103,004	159,127	365,866

繰越工事のうち主なものは、次のとおりである。

首都高速道路(株)	中央環状品川線シールドトンネル(北行)工事	平成25年2月完成予定
東急不動産(株)・名鉄不動産(株)・ 東京建物(株)・安田不動産(株)	(仮称)福島四丁目計画新築工事	平成23年3月完成予定
JURONG TOWN CORPORATION	ジュロンアイランド第4期・チュアス ビュー埋立拡張工事	平成24年12月完成予定
シンガポール政府	パシルパンジャン港湾開発工事(ターミナ ル3,4期工事)	平成25年4月完成予定

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、環境対応など経済対策による持ち直しの動きが一部あるものの個人消費マインドは弱く、緩やかなデフレが続いている。また企業収益は、海外景気の下振れや円高等の影響が懸念されるなど、回復に向けた動きが足踏み状態となっている。

建設業界においても、公共投資は前年度比大幅減で推移するものと予想され、民間設備投資は企業収益改善の一方、先行きへの慎重な見方から緩やかな回復が予想される厳しい経営環境が続いている。

このような状況のもと、当社グループの当第2四半期連結会計期間における業績は、売上高は77,010百万円となり、前年同四半期と比べ7,658百万円(△9.0%)の減少となった。利益については、営業利益が1,562百万円となり、前年同四半期と比べ753百万円(△32.5%)の減少、経常利益は1,293百万円となり、前年同四半期と比べ90百万円(△6.6%)減少し、四半期純利益は550百万円となり、前年同四半期と比べ1,140百万円(△67.5%)減少した。

また、当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高は143,033百万円となり、前年同四半期と比べ13,982百万円(△8.9%)の減少となったものの、利益については、営業利益は2,858百万円となり、前年同四半期と比べ1,333百万円(87.4%)増加、経常利益は1,577百万円となり、前年同四半期と比べ1,609百万円(前年同四半期は31百万円の経常損失)増加し、四半期純利益は627百万円(前年同四半期は153百万円の四半期純損失)と改善した。

なお、当社グループの主たる事業である建設事業の特徴として、工事の完成引渡しが生主に第4四半期に集中することから、第3四半期までの各四半期の売上高が通期に比し、低くなる傾向がある。

各セグメントの業績は次の通りである。(セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載してい

る。)

①国内土木事業

国内土木事業においては、売上高は29,304百万円、セグメント利益は1,951百万円となった。

②国内建築事業

国内建築事業においては、売上高は20,267百万円、セグメント損失は485百万円となった。

③海外建設事業

海外建設事業においては、売上高は25,218百万円、セグメント利益は100百万円となった。

④国内開発事業

国内開発事業においては、売上高は88百万円、セグメント損失は333百万円となった。

⑤造船事業

造船事業においては、売上高は2,469百万円、セグメント利益は311百万円となった。

⑥その他の事業

その他の事業においては、売上高は528百万円、セグメント利益は26百万円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益1,675百万円（前年同四半期は634百万円の利益）を計上したこと等により、685百万円の収入超過（前年同四半期は6,457百万円の支出超過）となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により、2,892百万円の支出超過（前年同四半期は4,272百万円の収入超過）となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の増加等により、9,353百万円の収入超過（前年同四半期は4,294百万円の収入超過）となった。

これらにより、当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの「現金及び現金同等物」は前四半期連結会計期間末と比べ、7,562百万円増加して、62,427百万円となった。

(3) 財政状態の分析

当社グループの総資産は、前連結会計年度末に比べ6,378百万円減少し、287,867百万円となった。これは完成工事未収入金等の回収により減少したものである。負債については、工事未払金の減少等により、前連結会計年度末に比べ6,015百万円減少し、233,764百万円となった。また純資産については、当第2四半期に純利益を計上した一方、配当金の支払いなどにより、前連結会計年度末と比べ362百万円減少し、54,102百万円となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は次の通りである。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりです。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、多数の株主、投資家のみなさまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記 I の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念ならびに中期ビジョンを策定しており、これらの理念・ビジョンを達成すべく、中期経営計画を策定し、企業価値向上につとめております。

当社グループを取り巻く環境は、一昨年来の金融・経済危機の影響による景気減速により、住宅建設における供給マインドの落ち込み、設備投資意欲の冷え込みに伴う民間建設受注の減少があり、公共投資についても削減傾向がさらに強まるなど、依然厳しい経営環境となっています。

こうした経営環境の中、臨海部ナンバーワン企業として安定的に収益をあげ、持続的に発展する企業グループを実現するため、現行の中期経営計画「Advance 21」を推進しております。「誠実な企業活動の実践、技術立社の推進、現場力の強化を行い、臨海部ナンバーワン企業として技術競争／価格競争時代を勝ち抜く」という基本方針のもと、以下の基本戦略を、引き続き実践してまいります。

○ 経営力の強化

コンプライアンスの徹底はもとより、あらゆる過去の悪しき慣習から決別し、経営理念、中期ビジョンに掲げるCSR（企業の社会的責任）を常に意識した誠実な企業活動を実践するとともに、グループ全体でリスクマネジメントを推進し、実効ある内部統制システムを構築・運用してまいります。

また、この熾烈な競争を勝ち抜くためには、常に、全社最適、グループ最適を目指して、グループを挙げて取り組むべく、内部統制の観点だけでなく、技術力強化の観点からグループとして経営戦略が徹

底できるようコーポレート・ガバナンスの強化を図ります。コーポレート・ガバナンスの具体的な取組みについては後述いたします。

○ 本業収益力の強化

官庁工事、民間工事ともに得意な分野・地域に更なる選択と集中を行い、「臨海部ナンバーワン企業」を目指します。官庁工事については総合評価方式への対応を充実するとともに、民間工事については、技術提案力を強化し、大型プロジェクトには先行的な取組みを行います。

利益重視の基本方針を徹底し、赤字工事を排除します。すなわち、受注時採算性の重視、施工中の品質・安全トラブルの排除に努めます。技術立社の推進を進め、業界トップの品質・安全・技術をお客様に提供できるよう取り組みます。

海外工事については、海外部門と国内部門が連携し、海外特有のリスク排除に努め、利益重視の応札姿勢を堅持します。ここ数年、海外工事の受注が好調であったため、海外の手持工事が増加しています。個別工事の状況に応じて、国内の技術者を派遣するなど、手持工事の利益確保に努めます。

○ 事業量に適合した体質・体制への転換

経営資源の適正配置により、効率的な企業経営を行います。本社・支店・営業所を、将来の事業内容に対応した組織に改編します。人材を営業・施工の最前線へ重点的に配置し、間接部門のスリム化を行います。

○ 財務体質の健全化の継続

本業を計画通り達成することにより営業キャッシュ・フローを確保し、有利子負債の継続的な削減を行います。民間工事については、与信管理を徹底するとともに、工事代金の支払い条件の改善を図り、工事代金の確実かつ早期の回収に努めます。保有資産の売却を着実に進め、有利子負債の削減を図ります。

2. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けています。そのため経営における意思決定の迅速化、透明性の向上、公正性の確保を目指した経営体制を構築するとともに、取締役及び取締役会がリスク管理の徹底及び法令等の遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、実効ある内部統制システムの構築に取り組んでいます。すなわち、会社法に基づき全社の内部統制システムに関する基本方針を定め、年度毎に評価・見直しを行っています。

当社は、1名の社外取締役を選任し、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで経営に対する監督機能の強化を図っています。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、役員候補や役員報酬案を取締役に答申する人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内的重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

内部監査につきまして、担当する総合監査部は監査役会と連携を取り、当社各部門及びグループ会社の業務執行状況を監査しております。

会計監査につきまして、当社は会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査役会、総合監査部、会計監査人は、定期的に監査計画、監査結果の情報交換等により連携し監

査の実効性を高めております。

また、当社は、社外役員4名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

また、コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、平成20年4月にコンプライアンス委員会を発展的に改組したリスクマネジメント委員会を設置しており、法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。

平成21年3月には、弁護士3名ならびに当社役員4名で構成する「公共工事にかかるコンプライアンス検証・提言委員会」による提言を受け、改訂を行った「独占禁止法遵守マニュアル」の周知徹底や適正入札推進チームの設置など、コンプライアンス徹底のための諸施策を発表し、それらの実践を継続しております。

以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成22年6月29日開催の第60期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続について承認を得ております。

1. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づいて共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するもの

とします。)又は、

- (ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）

の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、
(ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

2. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、前プランと同様に独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の取締役との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（注）の中から選任します。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から当該大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

3. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨、及び必要に応じその内容について適時・適切に公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し

ます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧に該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると合理的な根拠に基づいて判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠に基づいて判断される場合

- ⑧大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠に基づいて判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、当

該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による無償取得（当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）等の方法により当該対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

5. 本プランが株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記4.に記載した対抗措置を講ずることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続をとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続き

対抗措置として考えられるもののうち、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は、本株主総会終結の時から平成25年6月に開催される第63期定時株主総会終結の時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV. 本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

当社は、本株主総会において、本プランについて議案としてお諮りし原案とおりが承認いただきましたので、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなるようになっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、独立委員会を設置しております。

また、株主の皆様へは、独立委員会の判断の内容について情報開示をすることとされており、独立委員会によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

5. 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会により、また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、当社株主総会で本プランの廃止の決議を提案の上、かかる提案が承認されることにより、または、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費は、242百万円であった。

なお、当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動に重要な変更はない。

また、連結子会社においては、研究開発活動は特段行っていない。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、以下の設備を取得した。

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
		土地 (面積㎡)	建物	合計	
五洋建設(株) (東京都文京区)	土地及び建物 (本社事務所)	4,200 (1,817.00)	700	4,900	496

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれていない。
2 当社は事業セグメントに資産を配分していない。

当第2四半期連結会計期間において、以下の設備を譲渡した。

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)
		船舶
五洋建設(株) (東京都文京区)	深層混合処理船	3,250

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれていない。
2 当社は当該設備について、リース契約（年間賃借料448百万円）を締結し使用している。
3 当社は事業セグメントに資産を配分していない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった深層混合処理船の建造については、平成22年9月に完了した。このほか、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更並びに重要な設備計画の完了はない。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の取得の計画は以下のとおりである。

会社名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	取得予定年月
		総額	既支払額		
五洋建設(株) (東京都文京区)	土地及び建物 (本社事務所)	2,100	—	自己資金	平成23年9月

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 当社は事業セグメントに資産を配分していない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	599,135,000
計	599,135,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	245,763,910	245,763,910	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部	単元株式数は 500株である
計	245,763,910	245,763,910	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	245,763	—	28,070	—	10,000

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1-8-11	※ 13,978	5.69
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	港区浜松町2-11-3	※ 8,174	3.33
株式会社みずほコーポレート銀行	千代田区丸の内1-3-3	7,059	2.87
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内2-1-1	6,656	2.71
株式会社損害保険ジャパン	新宿区西新宿1-26-1	6,113	2.49
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ パリユーポートフォリオ (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (品川区東品川2-3-14)	4,839	1.97
東京海上日動火災保険株式会社	千代田区丸の内1-2-1	3,934	1.60
五洋建設従業員持株会	文京区後楽2-2-8	3,707	1.51
みずほ信託銀行株式会社	中央区八重洲1-2-1	3,470	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	中央区晴海1-8-12	※ 3,091	1.26
計	—	61,024	24.83

(注) 1 上記所有株式数のうち、※印は全て信託業務に係る株式数である。

2 株式会社みずほコーポレート銀行及びその共同保有者1社から平成22年9月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年8月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	千代田区丸の内1-3-3	7,059	2.87
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	9,544	3.88
計	—	16,603	6.76

3 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社及びその共同保有者1社から平成21年7月7日付の大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年6月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
中央三井アセット信託銀行株式会社	港区芝3-23-1	9,084	3.70
中央三井アセットマネジメント株式会社	港区芝3-23-1	291	0.12
計	—	9,375	3.81

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 98,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 245,325,500	490,651	—
単元未満株式	普通株式 339,910	—	1 単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	245,763,910	—	—
総株主の議決権	—	490,651	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,500株含まれている。

なお、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が17個含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式233株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 五洋建設株式会社	文京区後楽 2-2-8	98,500	—	98,500	0.0
計	—	98,500	—	98,500	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	164	155	136	130	124	130
最低(円)	125	126	111	106	107	108

(注) 東京証券取引所市場第一部における最高・最低株価を記載した。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役 (執行役員副社長)	営業担当 (兼)経営管理本部長(兼) 安全品質環境担当(兼)国 際事業本部担当	代表取締役 (専務執行役員)	経営管理本部長 (兼)安全環境担当 (兼)国際事業本部担当 (兼)営業担当	津 田 映	平成22年10月1日
取締役 (執行役員副社長)	営業担当 (兼)安全品質環境担当	取締役 (専務執行役員)	土木部門長	井 田 潔 志	平成22年10月1日
取締役 (専務執行役員)	土木部門長 (兼)土木部門 土木営業本部長	取締役 (常務執行役員)	土木部門 土木営業本部長	近 藤 浩 右	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、並びに、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	62,791	56,438
受取手形・完成工事未収入金等	86,838	※1 101,618
有価証券	1	29
未成工事支出金等	※2 15,328	※2 14,029
たな卸不動産	※3 15,604	※3 15,829
未収入金	13,172	15,005
その他	8,533	9,301
貸倒引当金	△1,259	△1,270
流動資産合計	201,012	210,982
固定資産		
有形固定資産		
土地	39,244	35,069
その他（純額）	※4 20,318	※4 21,936
有形固定資産合計	59,563	57,005
無形固定資産	575	501
投資その他の資産		
投資有価証券	7,236	7,478
その他	27,074	25,839
貸倒引当金	△7,594	△7,561
投資その他の資産合計	26,715	25,756
固定資産合計	86,854	83,262
資産合計	287,867	294,245
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	78,950	92,630
短期借入金	55,132	53,680
未払法人税等	864	568
未成工事受入金等	32,324	25,345
引当金	※5 2,727	※5 4,515
その他	19,705	22,102
流動負債合計	189,705	198,842
固定負債		
長期借入金	35,334	32,159
再評価に係る繰延税金負債	7,156	7,156
引当金	463	558
その他	1,103	1,063
固定負債合計	44,058	40,937
負債合計	233,764	239,780

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,070	28,070
資本剰余金	16,007	16,007
利益剰余金	6,265	6,129
自己株式	△22	△22
株主資本合計	50,320	50,184
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△209	247
繰延ヘッジ損益	△4	△4
土地再評価差額金	3,910	3,910
為替換算調整勘定	85	98
評価・換算差額等合計	3,781	4,251
少数株主持分	—	※6 29
純資産合計	54,102	54,465
負債純資産合計	287,867	294,245

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
売上高		
完成工事高	150,856	137,034
開発事業等売上高	6,159	5,999
売上高合計	157,015	143,033
売上原価		
完成工事原価	140,206	127,050
開発事業等売上原価	6,150	5,424
売上原価合計	146,356	132,475
売上総利益		
完成工事総利益	10,650	9,983
開発事業等総利益	8	574
売上総利益合計	10,659	10,558
販売費及び一般管理費	※1 9,133	※1 7,700
営業利益	1,525	2,858
営業外収益		
受取利息	67	54
受取配当金	136	62
その他	225	344
営業外収益合計	429	461
営業外費用		
支払利息	1,396	1,128
為替差損	259	207
その他	329	405
営業外費用合計	1,985	1,742
経常利益又は経常損失(△)	△31	1,577

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
特別利益		
前期損益修正益	383	29
固定資産売却益	30	402
投資有価証券売却益	1,390	—
その他	7	107
特別利益合計	1,812	539
特別損失		
減損損失	547	—
貸倒引当金繰入額	1,719	—
割増退職金	—	135
開発事業損失	1,426	—
その他	260	96
特別損失合計	3,953	232
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 (△)	△2,172	1,884
法人税、住民税及び事業税	154	851
法人税等調整額	△730	399
法人税等合計	△575	1,251
少数株主損益調整前四半期純利益	—	633
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△1,442	6
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△153	627

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高		
完成工事高	81,398	73,780
開発事業等売上高	3,270	3,230
売上高合計	84,668	77,010
売上原価		
完成工事原価	74,409	68,837
開発事業等売上原価	3,464	2,939
売上原価合計	77,874	71,777
売上総利益		
完成工事総利益	6,989	4,942
開発事業等総利益又は開発事業等総損失(△)	△194	290
売上総利益合計	6,794	5,233
販売費及び一般管理費	※2 4,478	※2 3,671
営業利益	2,316	1,562
営業外収益		
受取利息	53	39
為替差益	—	202
その他	111	252
営業外収益合計	165	493
営業外費用		
支払利息	722	559
為替差損	230	—
その他	144	203
営業外費用合計	1,097	762
経常利益	1,383	1,293
特別利益		
前期損益修正益	276	14
固定資産売却益	11	368
投資有価証券売却益	1,390	—
その他	4	93
特別利益合計	1,683	477
特別損失		
減損損失	547	—
開発事業損失	1,426	—
割増退職金	—	32
その他	459	62
特別損失合計	2,433	95
税金等調整前四半期純利益	634	1,675
法人税、住民税及び事業税	△19	706
法人税等調整額	397	412
法人税等合計	378	1,118
少数株主損益調整前四半期純利益	—	557
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△1,435	6
四半期純利益	1,691	550

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△2,172	1,884
減価償却費	1,875	1,731
減損損失	547	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	714	21
賞与引当金の増減額（△は減少）	151	△106
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△53	△21
開発事業損失引当金の増減額（△は減少）	△1,011	△0
勇退者優遇制度関連引当金の増減額（△は減少）	—	△1,511
工事損失引当金の増減額（△は減少）	△115	△108
受取利息及び受取配当金	△203	△116
支払利息	1,430	1,128
為替差損益（△は益）	△453	△142
持分法による投資損益（△は益）	△4	△31
有形固定資産売却損益（△は益）	△23	△394
有価証券及び投資有価証券売却損益（△は益）	△1,389	△0
投資有価証券評価損益（△は益）	235	13
売上債権の増減額（△は増加）	24,026	14,779
未成工事支出金の増減額（△は増加）	201	△1,531
たな卸資産の増減額（△は増加）	3,210	436
仕入債務の増減額（△は減少）	△24,194	△13,679
未成工事受入金の増減額（△は減少）	△2,933	6,979
未収入金の増減額（△は増加）	△2,118	1,832
その他	△1,481	△3,396
小計	△3,764	7,769
利息及び配当金の受取額	210	115
利息の支払額	△1,428	△1,147
法人税等の支払額	△421	△507
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,404	6,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△367	△359
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	4,913	128
有形固定資産の取得による支出	△1,085	△7,254
有形固定資産の売却による収入	220	3,729
貸付けによる支出	△1	△2
貸付金の回収による収入	154	112
その他	△68	△177
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,764	△3,823

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	6,230	800
長期借入れによる収入	22,301	19,090
長期借入金の返済による支出	△23,558	△15,263
配当金の支払額	△0	△480
その他	△86	△222
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,885	3,924
現金及び現金同等物に係る換算差額	488	166
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,735	6,496
現金及び現金同等物の期首残高	38,336	55,931
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 42,072	※1 62,427

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	1 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当 面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取 扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用している。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はない。 2 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準 第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」 （企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はな い。 3 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第2四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22 号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会 計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基 準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関す る適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用している。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	「投資有価証券売却益」は前第2四半期連結累計期間において区分掲記していたが、特別利益総額の100分の20以下となったため、「その他」に含めて表示している。 なお、当第2四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる投資有価証券売却益は0百万円である。
2	「貸倒引当金繰入額」は前第2四半期連結累計期間において区分掲記していたが、特別損失総額の100分の20以下となったため、「その他」に含めて表示している。 なお、当第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる貸倒引当金繰入額は7百万円である。
3	「割増退職金」は前第2四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めていたが、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとした。 なお、前第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる割増退職金は2百万円である。
4	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	「割増退職金」は前第2四半期連結会計期間において特別損失の「その他」に含めていたが、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとした。 なお、前第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる割増退職金は2百万円である。
2	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。 減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定している。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1 ※ 2	未成工事支出金等の内訳	1 ※ 2	未成工事支出金等の内訳
	未成工事支出金 11,291百万円		未成工事支出金 8,936百万円
	その他のたな卸資産 4,037		その他のたな卸資産 5,092
2 ※ 3	たな卸不動産の内訳	2 ※ 3	たな卸不動産の内訳
	販売用不動産 10,692百万円		販売用不動産 11,016百万円
	開発事業等支出金 4,912		開発事業等支出金 4,812
3 ※ 4	有形固定資産の減価償却累計額	3 ※ 4	有形固定資産の減価償却累計額
	79,900百万円		79,994百万円
4	保証債務	4	保証債務
連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入 に対し、債務保証を行っている。		連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入 に対し、債務保証を行っている。	
	全国漁港漁村振興漁業協同組合 連合会 1,257 百万円		全国漁港漁村振興漁業協同組合 連合会 1,257 百万円
	ホテル朱鷺メッセ(株) 211		ホテル朱鷺メッセ(株) 219
	計 1,469		計 1,477
また、下記の手先先の住宅分譲前金保証を行っている。		また、下記の手先先の住宅分譲前金保証を行っている。	
	(株)ジョイント・コーポレイション 521百万円		(株)ジョイント・コーポレイション 521百万円
	(株)ゴールドクレスト 92		(株)モリモト 508
	(株)モリモト 7		計 1,030
	計 621		
5 ※ 2 ※ 5	損失の発生が見込まれる工事契約に係る未 成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建 てで表示している。	5 ※ 2 ※ 5	損失の発生が見込まれる工事契約に係る未 成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建 てで表示している。
	損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出 金のうち、工事損失引当金に対応する額		損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出 金のうち、工事損失引当金に対応する額
	26百万円		40百万円
6	当社においては、必要資金の機動的な調達を可能にす るため取引銀行23行と融資枠300億円のコミットメ ントライン契約を締結している。	6	当社においては、必要資金の機動的な調達を可能にす るため取引銀行30行と融資枠360億円のコミットメ ントライン契約を締結している。
	なお、当第2四半期連結会計期間末におけるコミット メントライン契約に係る借入実行残高はない。		なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライ ン契約に係る借入実行残高はない。
7	-----	7 ※ 6	少数株主持分には、匿名組合出資預り金が17百 万円含まれている。
8	-----	8 ※ 1	受取手形裏書譲渡高 16百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。	※1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。
従業員給料手当 2,899百万円	従業員給料手当 2,255百万円
貸倒引当金繰入額 96	貸倒引当金繰入額 62
賞与引当金繰入額 569	賞与引当金繰入額 320
退職給付費用 499	退職給付費用 511
役員退職慰労引当金繰入額 19	役員退職慰労引当金繰入額 15

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※2 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。	※2 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。
従業員給料手当 1,339百万円	従業員給料手当 990百万円
貸倒引当金繰入額 58	貸倒引当金繰入額 61
賞与引当金繰入額 371	賞与引当金繰入額 190
退職給付費用 251	退職給付費用 261
役員退職慰労引当金繰入額 10	役員退職慰労引当金繰入額 8

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金預金勘定 42,105百万円	現金預金勘定 62,791百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △33	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △364
現金及び現金同等物 42,072	現金及び現金同等物 62,427

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	245,763

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	98

3 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	491	2.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	81,398	537	2,732	84,668	—	84,668
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	69	2,637	2,713	(2,713)	—
計	81,405	606	5,369	87,382	(2,713)	84,668
営業利益又は営業損失(△)	2,629	△574	263	2,318	△2	2,316

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	150,856	686	5,472	157,015	—	157,015
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	10	138	4,136	4,285	(4,285)	—
計	150,867	825	9,608	161,301	(4,285)	157,015
営業利益又は営業損失(△)	1,849	△786	463	1,526	△1	1,525

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分している。

(2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業 : 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業 : 不動産の自主開発・販売及び保有不動産の賃貸に関する事業

その他の事業 : 建設資機材の販売、リース事業、造船事業等

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	65,091	18,647	929	84,668	—	84,668
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	65,091	18,647	929	84,668	—	84,668
営業利益	1,467	784	63	2,316	—	2,316

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	119,888	35,239	1,887	157,015	—	157,015
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	119,888	35,239	1,887	157,015	—	157,015
営業利益	325	1,106	92	1,524	0	1,525

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各地域に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法 地理的近接度による。

(2) 各区分に属する主な国又は地域 東南アジア : シンガポール、香港、ベトナム
その他の地域 : U. A. E.、ミクロネシア

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	18,647	929	19,577
II 連結売上高(百万円)			84,668
III 連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	22.0	1.1	23.1

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	35,239	1,887	37,127
II 連結売上高(百万円)			157,015
III 連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	22.4	1.2	23.6

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分の方法及び各地域に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法 地理的近接度による。

(2) 各区分に属する主な国又は地域 東南アジア : シンガポール、香港、ベトナム
その他の地域 : U. A. E.、ミクロネシア

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、当社の主たる事業である建設事業について市場を基礎として「国内土木事業」「国内建築事業」「海外建設事業」に区分し、これらに「国内開発事業」を加えた4事業セグメントにより構成されている。また、子会社及び関連会社は、それぞれ1事業セグメントを構成しており、主として当社の各事業セグメントに関連して、建設事業、開発事業及びこれらに伴う建設資材の販売や機器リース、並びに造船事業等の事業活動を展開している。

従って、当社グループは「国内土木事業」「国内建築事業」「海外建設事業」「国内開発事業」「造船事業」を報告セグメントとしている。

各報告セグメントの概要は以下のとおりである。

- ・国内土木事業：国内における土木工事の請負及びこれに付帯する事業
- ・国内建築事業：国内における建築工事の請負及びこれに付帯する事業
- ・海外建設事業：海外における土木工事並びに建築工事の請負及びこれに付帯する事業
- ・国内開発事業：国内における不動産の売買、賃貸及びこれに付帯する事業
- ・造船事業：国内における船舶の建造、修繕及びこれに付帯する事業

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注3)
	国内土木 事業	国内建築 事業	海外建設 事業	国内開発 事業	造船 事業	計				
売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	50,645	38,546	48,454	191	4,574	142,412	621	143,033	—	143,033
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,282	2	—	97	41	1,423	391	1,815	△1,815	—
計	51,927	38,549	48,454	288	4,616	143,836	1,013	144,849	△1,815	143,033
セグメント利益又は損失(△)	2,693	△1,332	1,520	△560	504	2,825	26	2,851	6	2,858

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注3)
	国内土木 事業	国内建築 事業	海外建設 事業	国内開発 事業	造船 事業	計				
売上高										
(1)外部顧客に対 する売上高	28,712	20,267	25,218	40	2,441	76,680	330	77,010	—	77,010
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	592	0	—	47	28	668	198	866	△866	—
計	29,304	20,267	25,218	88	2,469	77,348	528	77,877	△866	77,010
セグメント利益 又は損失(△)	1,951	△485	100	△333	311	1,543	26	1,570	△8	1,562

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事務機器等のリース事業、保険代理店事業及び環境関連コンサルティング事業等を含んでいる。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去である。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当第2四半期連結会計期間より、「造船事業」が利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額の10%以上となったため、報告セグメントとしている。これによる報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響はない。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用している。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
220.23円	221.59円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りである。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	54,102	54,465
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	29
(うち少数株主持分)	(—)	(29)
普通株式に係る純資産額(百万円)	54,102	54,436
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	245,665	245,667

2 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 0.63円	1株当たり四半期純利益金額 2.55円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第2四半期連結累計期間については、潜在株式がなく、また、四半期純損失のため、当第2四半期連結累計期間については、潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
四半期純利益金額(百万円)	—	627
四半期純損失金額(百万円)	153	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	—	627
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	153	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	245,667	245,665

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 6.88円	1株当たり四半期純利益金額 2.24円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
四半期純利益金額(百万円)	1,691	550
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,691	550
普通株式の期中平均株式数(千株)	245,667	245,665

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 秀 法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 均 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 政 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている五洋建設株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 高 橋 秀 法 印

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 櫻 井 均 印

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 中 川 政 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている五洋建設株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。